

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

QI/FATCA 制度における今後の対応事項

デロイト トーマツ税理士法人 US デスク

2023 年 10 月 5 日号

このたびデロイト トーマツ税理士法人では、上場パートナーシップ（Publicly Traded Partnership：以下「PTP」）の投資仲介を行う適格仲介人（Qualified Intermediary：以下「QI」）へ向けて、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）が公表済みの 2023 年 QI 契約（[IRS 歳入手続 2022-43](#)）及び PTP 持分譲渡に関する追加ガイダンス（[IRS 通知 2023-8](#)）（[IRS ウェブサイト（英語、PDF）](#)）に基づき、QI コンプライアンスプログラムの一部として PTP 投資仲介に係る QI 対応要領別紙のひな型を作成した。また、2024 年には QI/FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act）制度において多くの金融機関が定期的検証・宣誓の期限を迎えることが想定される。本ニュースレターでは、今後の対応事項の概要をご案内する。

1. PTP 投資仲介に係る QI 対応要領

2023 年 QI 契約からは、米国実質関連所得（Effectively Connected Income：以下「ECI」）に該当する PTP からの分配金及び PTP 持分の譲渡を仲介する場合の、源泉徴収・本人確認・源泉徴収義務者への連絡・報告等の QI の履行義務が明確に規定された。2023 年以降に QI 対象取引として PTP の投資仲介を行う場合には、QI は以下のいずれかの選択肢から PTP 投資の取扱い方針を選択し、QI コンプライアンスプログラムを策定する必要がある。

- ① PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者となる（Nominee¹となる）
- ② PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者とならずに、PTP 持分保有者の情報を上流金融機関に開示する（Disclosing QI となる）
- ③ PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者とならずに、PTP 持分保有者の情報を上流金融機関に開示しない（Disclosing QI とならない）

今般、デロイト トーマツ税理士法人では、上記②の Disclosing QI 又は③の Disclosing QI とはならない QI 向けの QI 対応要領別紙のひな型を作成した。QI コンプライアンスプログラムの整備は QI としての履行義務であり、PTP 投資仲介を行う QI においては、2023 年以降を対象年とした定期的検証で QI コンプライアンスプログラム内の PTP 投資仲介に関する事項についても検証対象となるため、お早めに準備されたい。なお、日本の QI においては、PTP の投資仲介を行う場合で、これまで ECI が全く発生していないケースが多くみられるが、その場合には、必ずしも PTP 持分保有者は米国での申告義務及び米国納税者番号の取得は必要とされない。しかし、仲介する QI は、2023 年 QI 契約 Sec. 8.07 に基づき、Nominee 報告義務を負うこととなるため、QI コンプライアンスプログラムに方針、手順等を規定する必要があるので留意されたい。

1 内国歳入法 1446(a) 条あるいは 1446(f)条において、Nominee とは、米国非居住者などのために、PTP 持分を保有する者で、①米国居住者、米国法人、米国で組織されたパートナーシップなども含む米国人（US Person）、②PTP からの分配に対して源泉徴収の第一義的義務を引き受ける QI、又は③米国非居住者の米国支店で PTP からの分配金について米国人として取り扱われることに同意する者を意味する。

2. QI 定期的検証・宣誓

2020年1月2日から2021年1月1日までにQI契約が有効となったQI及び前回のQI定期的検証・宣誓期限が2021年12月1日（延長前期限：2021年7月1日）又は2022年3月1日（延長前期限：2021年12月31日）であったQIは、2024年にQI定期的検証・宣誓の期限を迎えることが想定される。宣誓対象期間はQI契約が有効となる年から完全な3暦年の末日又は前回の宣誓対象期間の翌日から完全な3暦年の末日までであるため、2024年期限の宣誓対象期間はQI契約有効日又は2021年1月1日から2023年12月31日までである。

QIは上記の宣誓対象期間からいずれか1暦年を定期的検証の対象年として選択可能であり、定期的宣誓期限は、2021年又は2022年を検証対象年として選択する場合には2024年7月1日、2023年を検証対象年として選択する場合には2024年12月31日となる。なお、原則として定期的検証は検証対象年中に有効であったQI契約に基づいて実施するため、2023年を検証対象年として選択する場合には2023年QI契約に基づいて検証を実施することになる。特にPTP投資仲介を行うQIにおいては、2023年QI契約では検証項目が増加することが想定されるため、今回は2021年又は2022年を検証対象年として選択することも検討されたい。

また、宣誓対象期間の各暦年について、報告対象金額が500万ドル（5,000,000 USD）を超えていないなど、一定の要件を満たすQIは検証の免除を申請することが可能である。ただし、定期的検証の免除申請の対象となるQIも2024年7月1日までの定期的宣誓を実施する必要がある。

なお、2023年QI契約に基づき、今回の定期的宣誓からは、宣誓時にQIアカウントマネジメントシステム上にてQI定期的検証レポート及び検証対象年を除く宣誓対象期間（定期的検証免除申請を行う場合には宣誓対象の3暦年分）の上流金融機関とQI自身が発行した様式1042-S/1042の実合表のアップロードが必須となる。

3. FATCA 定期的検証・宣誓

2020年1月2日から2021年1月1日までにグローバル仲介人認識番号（Global Intermediary Identification Number：以下「GIIN」）を取得した外国金融機関（Foreign Financial Institution：以下「FFI」）及び前回のFATCA定期的検証・宣誓期限が2021年7月1日であったFFIは、2024年7月1日にFATCA定期的検証・宣誓の期限を迎えることが想定される。

参加FFI／報告モデル2FFI／スポンサー事業体として登録した金融機関は期限までに定期的検証及び宣誓を、登録みなし遵守FFIの場合には期限までに定期的宣誓を実施する必要がある。参加FFI／報告モデル2FFI／スポンサー事業体は内部統制の有効性についての宣誓が求められるが、初回の定期的宣誓である場合には既存口座の宣誓（Certification of Preexisting Accounts：COPA）も追加が必要となる。

なお、2017年にIRSが更新したFFI契約が2022年12月31日に失効済みであることに伴い、2023年1月1日以降に有効となる新FFI契約の公表が今後予定されている。現時点において具体的な契約更新の時期及び方法はIRSにより公表されていないが、FFI契約の更新が見込まれるため、定期的検証・宣誓の準備を行いながら今度の動向を注視されたい。

おわりに

デロイト・トーマツ税理士法人では10月以降にQI対応要領のPTP投資仲介に係るQI対応要領別紙のひな型を、PTP投資仲介を行うQI向けに販売予定である。PTP投資仲介を行っている、又は、行うことが想定されるQIにおいてはQIコンプライアンスプログラムの整備が求められることから、購入をご検討いただきたい。

また、QI/FATCAの定期的検証・宣誓について、定期的検証の実施及び定期的宣誓に関する助言を行っている。自社の定期的宣誓期限が不明の場合には、QIアカウントマネジメントシステム又はFATCAポータルにログインいただき、前回又は今回の定期的宣誓期限をご確認いただきたい。特に定期的宣誓の実施後にはIRSからの照会を受領する可能性があるため、QIアカウントマネジメントシステム及びFATCAポータル上の責任者・連絡担当者の登録内容は常に最新の情報を反映する必要がある。今後は2024年7月1日の期限に向けて多くの金融機関で定期的検証・宣誓の対応を行うことが想定されるため、現時点で未対応の金融機関においてデロイト・トーマツ税理士法人のサービスをご希望される場合にはお早めにご連絡いただきたい。

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	添田 みほ子	mihoko.soeda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301